

# イタリアーノひらおシティプロモーション事業業務委託仕様書

この仕様書は、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用したイタリアーノひらおシティプロモーション事業を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 委託業務名

イタリアーノひらおシティプロモーション事業業務（以下「本業務」という。）

## 2 業務目的

「イタリアーノひらお」のコンセプトを踏まえた、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題解決のため、地域と多様に関わる者である「関係人口」を創出、増加させ、本町と継続的に関わり続ける人を増やすことを第一義とし、本事業を実施することにより、本町への移住、定住の促進を目的とする。

## 3 対象地域

平生町全域

## 4 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 5 業務内容

現時点で想定する業務内容は下記のとおりである。

本業務委託の実施にあたっては、前記2の目的に沿うとともに民間企業等の最新動向を踏まえ、専門的視点に立って次の業務を実施すること。

なお、受託者の提案を踏まえ、協議の上、内容の変更および調整を行うこととする。

- ・住民主体のイベントの実施及び実施主体の育成
- ・移住、定住につながるためのイベント、ツアー、移住相談会等の開催および町の認知度を高めるためのプロモーション動画作成、配信
- ・SNS等を活用した情報発信

## 6 委託詳細

本町のまちづくりの統一テーマ「イタリアーノひらお」及び関係人口の創出、移住、定住を促進するという本業務の目的を踏まえ、次に掲げる事項に留意して実施すること。

また、総事業費は募集要項に委託料の上限額を示しているが、各業務の経費配分について留意すること。

### (1) 住民主体のイベントの実施及び実施主体の育成に関する事項 (1,920千円)

#### ア メルカート事業

##### ①メルカート（定期市場）の企画、運営、実施

賑わいの創出のための定期市場を企画（回数：3回以上の開催）

※後述の運営組織（町民有志による団体：コレガールひらお）と連携の上で実施すること。

##### ②メルカート運営組織の育成

教室、ワークショップ等の開催（3年を目途に自走化できる組織作り：今年度で2年目となる。）

※昨年度（事業1年目）は、町民有志による運営組織である「コレガールひらお」を設立し、令和6年3月には、同団体が実施主体となつてのメルカートを開催した。

### (2) 移住、定住につながるためのイベント、ツアー、移住相談会等の開催および町の認知度を高めるためのプロモーション動画作成、配信に関する事項 (2,960千円)

#### ア イベント、ツアー等の企画、開催（①②併せて年5回以上開催すること）

##### ①オンラインイベントの企画、開催

- ・平生町の魅力を感じることができるオンラインイベントを企画し開催すること。
- ・イベントの参加者を移住、定住につなげる仕組みとすること。

##### ②ツアーの企画、開催

- ・オンライン、または実際に町に訪れることのできるツアーを企画、開催すること。
- ・ツアーはオンライン、オフライン（実地）のいずれも可とする。
- ・ツアーの参加者を移住、定住につなげる仕組みとすること。

#### イ 本町の認知度を高める趣旨のプロモーション動画制作

- ・平生町の魅力が伝わる動画を1本以上制作すること。

### (3) SNS等を活用した情報発信に関する事項 (1,200千円)

Instagramを活用した情報発信を週に1回以上行うこと。

※町指定のアカウントにより情報発信を行うこと。

※発信する映像及び画像については独自に撮影したものとする。

ただし、町が所有する素材については、使用しても良いものとする。

## 7 成果品

### (1) 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ・報告書（各種事業に係る実施実績についての報告書 任意様式）
- ・プロモーション動画

※印刷物として提出するものは、全てA4版とする。

※電子データは、平生町のPC環境でデータ加工可能な形式及びPDF形式で納入すること。

### (2) 本業務の成果品の納入先は、平生町地域振興課とする。

### (3) (1) の納入期限は、令和7年3月19日までとする。

## 8 留意事項

### (1) 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、本業務仕様書に定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

### (2) 受託者の責務

受託者は、本業務の遂行にあたり、技術を最大限発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本業務仕様書に定められない内容であっても積極的に提案を行うこと。

### (3) 業務遂行上の費用

本業務の遂行等において、本業務仕様書に明記のないものであっても、必要と認められる事項については、発注者と協議のうえ、原則として受託者負担により実施するものとする。

### (4) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、受注者に貸与するものとする。貸与資料については、厳重に管理するものとし、外部に漏洩してはならない。

また、本業務完了後、速やかに返却するものとする。

### (5) 守秘義務

本業務で知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。

### (6) 再委託の禁止

受託者が本業務内容のすべてを一括して第三者に委託することは認めない。

ただし、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ担当部署の承認を得ることとする。

### (7) 成果品の帰属

本業務で得られた成果品の著作権は、ホームページの掲載を含めすべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の承認を得ずに複製、使用、流用または他への公表をしてはならない。

### (8) その他

本業務の遂行で疑義が生じた場合は、担当部署と協議のうえ、別途定めるものとする。

また、納品後、成果品に瑕疵があることが判明した場合は、受託者が責任をもって是正すること。